官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（内閣府八二）　一
〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学三）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
都市計画事業、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、第四十七回（令和七年度）エネルギー管理士試験合格者、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　弄
地方公共団体
古物営業の許可の取消処分、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　奈
会社その他
会社決算公告　奈

府令

○内閣府令第八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十六日

内閣総理大臣　石破　茂